

2023年12月22日

ジェットスタージャパン株式会社  
代表取締役社長 片岡 優 殿

ジェットスタークルーアソシエーション  
執行委員長 木本 薫子

## 抗議文

先般行われた団体交渉において、弊組合が提案した要求事項に対する合意が成立せず、それに伴い指名ストライキが開始されました。この際、貴社が行った一連の行為について、弊組合は重大な懸念を抱いております。

以下に、対象となる主な行為を以下に列挙し嚴重に抗議いたします。

### 1. 宿泊施設のキャンセル

- 12月21日、組合員である中尾壮一郎の宿泊予定のホテルを貴社が一方的にキャンセルした行為は、債務不履行であり組合への不当な介入と考えられること。

### 2. 社内への立ち入り権利の否定

- 12月22日、貴社が掲示した「警告」に基づき、ストライキ参加者の社内への出入りを禁止する行為は、組合員の正当な権利を侵害するものであり、組合への不当な介入と考えられること。

### 3. 情報の明示不足

- 同日の「警告」において、ストライキ参加者に関する範囲が不明確であり、組合が貴社に問い合わせても適切な回答が得られない状況は、意図的に組合活動を妨げていると考えられること。

### 4. 予告に基づく欠勤処分

- 組合員である井小萩明彦がアルコール自主検査および事前確認の拒否を予告した際、それを欠勤(AWL)とした措置は、争議行為を不当に規制し、組合員に対する不利益な取り扱いにあたり組合への不当な介入と考えられること。
- 組合員である平木隆幸に関する12月22日の勤務において、労務提供の意思がありながらも欠勤(AWL)扱いされた事実に対し、組合への不当な介入と考えられること。

これらの行為は、憲法28条および労働組合法第7条に基づく争議権の侵害であり、弊組合はこれに対し厳正に抗議し法的措置も辞さないことを通知いたします。

以上